入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成30年10月10日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長　坪井　史憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　掲載日　平成30年２月22日（号外政府調達第34号）

2　訂正内容

７ページ２段目43行目、「22.」を「21.」に訂正する。

７ページ３段目31行目、「18. Ａ重油購入（啓風丸分）７回目　約230ＫＬ」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

７ページ４段目16行目、「18. 平成30年12月７日」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

７ページ４段目25行目、「18. 東京」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

８ページ２段目21行目、「18. 平成30年11月７日17時00分」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

８ページ３段目１行目、「18. 平成30年11月21日14時00分」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

８ページ３段目24行目、「18. 平成30年11月22日14時00分」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

９ページ１段目14行目、「18. 7th contract : Marine Diesel Fuel, about 230KL」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

９ページ１段目42行目、「18. 7 December 2018」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

９ページ２段目10行目、「18. Tokyo」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

９ページ３段目15行目、「18. 21 November 2018 14 : 00」を削除し、以下19. ～22. を18. ～21. に繰り上げる。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

平成30年10月10日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　髙田　昌行

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

〇第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道45号　久慈長内トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岩手県久慈市長内町第19地割～長内町第35地割　地内

⑷　工事内容　久慈長内トンネル　Ｌ＝1,368m、トンネル電気室　１棟

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年７月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約29,000㎥、Ｈ形鋼　約1,300ｔ、鉄筋　約470ｔ、ロックボルト　約610ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位の者（以下「通常選抜者」という。）及び非選抜者のうち選抜回数の少ない者（以下「追加選抜者」という。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。なお、競争参加資格者の資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（簡易技術資料）（以下「確認資料（簡易）」という。）をもって評価し、通常選抜者及び追加選抜者（以下「一次審査選抜者」という。）に対し競争参加資格確認資料（詳細技術資料）（以下「確認資料（詳細）」という。）の提出を求める簡易確認型による試行工事である。

②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

③　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑦　本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑨　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑩　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑪　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑫　本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑬　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月10日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道45号　久慈長内トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。